

広島県地域がん登録資料の利用手続要項

(目 的)

第1条 本要項は、広島県地域がん登録事業における登録資料の利用手続について定める。

(定 義)

第2条 この手続きは、当該施設以外の登録資料を研究目的で利用する場合について定めるものである。

(利用の申請)

第3条 登録資料を利用しようとする者は、広島県健康福祉局長に、広島県地域がん登録・広島市地域がん登録資料利用申請書(様式第1号)及び申請者本人の身分証明書の写しを提出する。

(利用の基準)

第4条 登録資料の利用申請があるときは、広島県健康福祉局長は、広島県がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)に当該申請に係る登録資料の利用の可否について諮る。ただし、委員会の委員が申請者もしくは共同研究者である場合、当該委員は、当該申請に係る部分については審査に参加できないものとする。

委員会は、以下の基準に照らし、審査する。

- (1) 登録資料の利用が、がん予防対策及びがん医療水準の向上に寄与するものであること。
- (2) 利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要最小限度の範囲内のものであること
- (3) 申請者は、登録資料の適正な使用と適切な管理を行うことができること。
- (4) 申請者は、研究実績及び目的達成の研究能力と研究遂行に必要な手段を持つものであること。
- (5) 別表各号に定める事項のうちいずれかに該当するものを含む登録資料を申請しようとする申請者は、申請者が所属する機関での倫理委員会あるいは類似の審査を経たものであること。

(申請の承認)

第5条 広島県健康福祉局長は、委員会の審査結果を受け、申請者に次のとおり回答する。

- (1) 登録資料の利用を承認した場合は、申請者に広島県地域がん登録資料利用承認書(様式第2号)を交付の上、資料を提供する。
- (2) 前条の規定により登録資料の利用を承認できない場合は、申請者に不承認の理由を付して通知する。(様式第3号)

(利用条件の付与)

第6条 広島県健康福祉局長は、登録資料の利用の承認に当たり、利用の方法、範囲等について条件を付することができるものとする。

(利用に関する責務)

第7条 申請者は、受領後の資料の取扱いについては、広島県地域がん登録資料受領書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を提出するとともに、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載された目的以外に資料を利用しない。
- (2) 申請書に記載された資料の利用期間及び利用方法を厳守する。
- (3) 結果のいかなる公表においても、個人を特定する情報を明らかにしない。
- (4) 結果の公表を行った場合、学会発表抄録、論文別刷等を広島県健康福祉局健康づくり推進

課へ提出する。

- (5) 資料の利用期間が終了した場合、あるいは資料が不要となった場合は、提供を受けた情報の定義情報等について紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去あるいは電子媒体自体の粉碎等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、広島県地域がん登録資料廃棄処置報告書（様式第6号）により、直ちに広島県健康福祉局健康づくり推進課へ報告する。

- (6) 資料に関わる全ての機密保持について遵守する。

2 広島県健康福祉局長は、登録資料提供記録（様式第7号）により、提供の状況を把握する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

1	生年月日
2	死亡年月日
3	単一及び複数の情報の連結等で個人を特定することが可能であると広島県健康福祉局長が認めるもの